

○龍谷大学研究活動に関する指針

平成25年6月6日

改正 平成29年4月27日

龍谷大学は、建学の精神の具現化を通して、心豊かな人間を育成するとともに、学術文化の振興や豊かな社会づくり、世界の平和と発展に貢献することを使命としている。

ついては、下記のとおり本学の研究者の研究活動に関する指針を定めることにより、本学の研究活動を適正かつ円滑に遂行し、社会からの信頼を確保・維持する。

記

(定義)

- 1 研究者とは、本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

(責務)

- 2 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を確保するとともに新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するように努める。

(法令等の遵守)

- 3 研究者は、関係する法令、本学の諸規程、学会等の指針を遵守して、研究活動を行い、研究費の適正な執行に努める。

(公正性)

- 4 研究者は、研究の遂行及び成果の発表や特許出願等においては、捏造、改ざん、盗用等、研究者としての倫理に反する行為は行わない。

(個人情報の保護)

- 5 研究者は、研究活動に関わって収集した個人情報を含む資料等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。

(研究環境の維持)

- 6 研究者は、人権の尊重と相互信頼に努め、快適に研究活動できる環境を維持するよう努める。

(研究対象等への配慮)

- 7 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物等に対しては、建学の精神を踏まえ真摯な態度でこれを扱う。

(安全への配慮)

- 8 研究者は、研究活動を行う上で、事故等が発生しないよう安全の配慮に努める。

(利益相反)

9 研究者は、本学における研究者としての責務と、個人的な利益、あるいは本学以外の組織に対する責務との衝突・相反に十分に留意し、利益相反による弊害が生じないように努める。

以上